

「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン」を策定しました

東久留米市第2次男女平等推進プランは、平成12年に制定された東久留米市男女共同参画都市宣言に基づき、地域社会の課題解決や子育て・介護などを、すべての方が性別や役割分担意識にとらわれないこと、平等に責任を担い、行動し、活躍することができ、社会をつくるために策定された目標と、その実現に向けた市の取り組みの方向性を定めています。

また、計画期間を23(2011)年度～28(2016)年度の6年間とし、社会情勢の変化による新たな課題への対応を整理し、市の現状に即した具体的な取り組みを明記しています。



暮らす社会」の実現
同プランでは、次の3つの重点施策を掲げています。

①人権尊重と男女平等の意識づくりのための事業の推進
これまで、男女平等への施策は、女性の地位向上を主に女性を中心として推進してきましたが、男性の理解が不可欠であるため、今後は、女性の地位向上は男性にも社会全体にも利益のあるものであるということに踏まえた啓発を行っていきます。

【数値目標】「社会全体において男女が平等である」と感じている人の割合(市アンケート結果より) Ⅱ現状(2010年) 10・2割、目標(2016年) 50・0割

②男女が共にいきいきと働くための環境整備
男女共同参画社会の実現に向けての課題としては、女性

6月1日は「人権擁護委員の日」 特設人権相談所を開設します

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」として、人権擁護委員制度の周知徹底と人権思想の普及高揚を図ることを目的としています。また、毎年、全

国一斉特設人権相談および啓発活動などを行っています。基本的な人権を擁護するため、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が相談にあたります。日常生活で人から理由のない嫌がらせや差別を受けるなど、人権を侵害されて困ったときは、ご相談ください。

特設人権相談所
【日時】6月1日(水) 午後1時～4時
【会場】市役所1階屋内ひろば

【担当者】人権擁護委員 当日直接会場へ。
詳しくは生活文化課 ☎470・7738へ。

「東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画」を策定しました

配偶者からの暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的暴力など、その対象となった人の心身を傷つける犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女共同参画社会を実現する上での

妨げにもなっています。市では、配偶者暴力の根絶に向けた教育や意識啓発を進めるとともに、被害者に対するさらなる支援の充実を図るために、これまでの取り組みを発展的に引き継ぎ、市内の関係機関がさらに連携して

総合的に施策を実施していくために、「東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。

同計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を踏まえ、市における配偶者暴力対策の施策を体系的に示すものです。また、「東久留米市第2次男女平等推進プラン」における目標3「男女の互いの人権の尊重と健康支援に対応しています。詳しくは生活文化課 ☎470・7738へ。」



地域包括支援センターをご利用ください

地域包括支援センターは、市内在住の高齢者の皆さんが地域でいつまでも元気で暮らしているよう、市が委託している相談機関です。「介護の相談」から「老化予防」まで、保健福祉の専門職が高齢者のさまざまな相談をお受けしています。

●東部地域包括支援センター
Ⅰ 大門町2ノ10ノ5、東部地域センター内、☎473・9996
担当地区Ⅱ上の原、金山町、神宝町、水川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町

●中部地域包括支援センター
Ⅰ 幸町1ノ19ノ5、幸町一丁目アパート5号棟1階、幸町デイサービスセンター内、☎470・8186
担当地区Ⅱ本町、幸町、中央町、南沢、学園町、ひばりが丘団地、南町、前沢一、三丁目

●西部地域包括支援センター
Ⅰ 下里4ノ2ノ50 特別養護老人ホーム「げんちの里」内、☎472・0661
担当地区Ⅱ前沢四・五丁目、滝山、野火止、八幡町、柳窪センターへ。

「高齢者あんしん生活調査」を実施します

市では、高齢者の皆さんが安心して在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センターに委託して、75歳以上の「一人暮らし」および「高齢者のみ世帯」の方たちを直接訪問し、聞き取りを行う「高齢者あんしん生活調査」を、今年も一部の地域で実施します。

高齢者の生活を支える基礎資料となりますので、ご協力をお願いいたします。対象地区の世帯には、訪問前に必ず通知してまいります。

詳しくは担当地区の地域包括支援センターまたは介護福祉課地域ケア係(内線2501、2502、2557)へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場	
法律相談	1日・8日	弁護士	5月26日(木)	市役所2階相談室	
	15日・22日		6月9日(木)		
登記相談	1日(水)午後1時から	司法書士	5月27日(金)		
表示登記相談	1日(水)午後1時から	土地家屋調査士	5月27日(金)		
税務相談	8日(水)午後1時から	税理士	6月3日(金)		
人権身の上相談	15日(水)午後1時から	人権擁護委員	6月10日(金)		
不動産相談	15日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	6月10日(金)		
交通事故相談	22日(水)午後1時から	弁護士	6月16日(木)		
相続・遺言・成年後見等手続相談	8日(水)午前10時から	行政書士	6月2日(木)		
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	22日(水)午前10時から	社会保険労務士	6月16日(木)		
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	東久留米市商工会館	
女性の悩みごと相談	6日・13日	女性カウンセラー	5月16日(月)	男女平等推進センター	
	20日・27日		6月6日(月)		
女性弁護士による法律相談	3日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	5月20日(金)		
耐震相談	8日(水)午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515		市役所1階屋内ひろば
			中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター)		
教育相談室	火曜～土曜日	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター)		市役所1階屋内ひろば
	月曜～金曜日		滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)		
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736		

6月の お気軽に 無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	8日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	10日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	9日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)

《訪問します》

妊婦訪問	赤ちゃん訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
------	--------	-----------------------------	---------	-----

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474・4294 を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。
※東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 や ヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。